

令和3年度 第2回四街道市市民参加推進評価委員会 議事録

日 時 令和3年11月17日(水)

午後4時から午後4時43分まで

場 所 四街道市役所障害者支援課2階会議室

出席委員：5名 日野委員長、椎名委員、石川委員、田谷委員、新村委員

欠席委員：1名 小笠原委員

職 員：大手課長、舩津課長補佐、菅原主査

傍聴人：0名

—— 日程 ——

1. 開会

(1) 総務課長あいさつ

(2) 委員長あいさつ

2. 諮問

3. 議事

(1) 会議録の発言者明記について

(2) 傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布について

(3) 各案件審議

4. その他

5. 閉会

—— 1. 開会、2. 諮問、3. 議事(1)～(2)については議事録省略 ——

3. 議事

(3) 各案件審議

日野委員長：それでは、議事に入ります。

○議題1 令和3年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

事務局(菅原)：【資料No.1 四街道市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：（公告日と市ホームページの公開日について）確認ですが、パブコメのところで、公告は速やかにされたものの、市ホームページでの公表まで5日間のタイムラグが生じたというところで、市民参加推進本部のコメントが付いています。このことについて、委員の方々いかがでしょうか。実際、どのような理由により5日間のタイムラグが生じたかご存知でしょうか。

事務局（菅原）：結果の公告が9月22日、ホームページ公開が27日ということで5日間のタイムラグがあることについてですが、いわゆるシルバーウィークの連休であった事もあり、また、担当課からは、ホームページの更新作業について、掲載内容を慎重に確認していた結果、時間が掛かったと聞いております。しかしながら、本部会のコメントは、手続きとしては適切であるとしたうえで、過去に同様のケースで「同日にしたほうが好ましい」という答申を頂いたことがあったことから、このようなコメントとなりました。

日野委員長：ありがとうございます。市民参加条例の解釈及び運用では、手続きの終了後、可能な限り早い段階で公表を行うという事が「速やか」と明記されていますので、特段、手続の問題性はないと考えます。とはいえ、他の案件も同様ですが、これまでも公告とホームページは合わせていただいていたので、意見としては、「手続としては適切であるものの、行政活動が実施される前までには公表するという趣旨から、可能な限り速やかに公開されるよう留意されたい」というような文案で、委員会としてのコメントとさせていただいてもよろしいでしょうか。

新村委員：一般的には営業日で考え、少なくとも何営業日以内にとか、基準（目安）がないと、改善も難しいし担当者もかわいそうなのでは。

日野委員長：そうですね、ホームページの掲載手続きには、事務手続上、おそらく承認とか決裁もありますよね。

事務局（菅原）：はい。ホームページについては、まず作成と所属長の承認、そして市としてホームページを管理している部署の承認が必要です。

日野委員長：（このようなホームページ公開までの流れも踏まえた上で）ホームページでの公表は、公告と日付を合わせて行う段取りで、各所管課で調整していただくという形で差支えないと思います。

新村委員：必要であれば、それで結構であると思います。

日野委員長：それでは、ホームページの公開日については、各所管課において公告日に合わせるよう、周知をしていただければと思います。

事務局（菅原）：分かりました。ありがとうございます。

日野委員長：新村委員よろしいでしょうか。

新村委員：はい。

日野委員長：他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。

椎名委員：よろしいかと思えます。

日野委員長：ありがとうございます。

## ○議題2 令和3年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（菅原）：【資料No.2 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.3 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：こちらは、（第2項）第3号には当たらないのでしょうか。

事務局（菅原）：こちらの改正の内容について、国によるQ&Aで、減免について「保護者となるものは、各家庭の事情により市が判断することが可能である旨示されて」います。このことから、その意味において裁量があるということになりますので、第3号は適用させず第5号のみの適用となっています。

日野委員長：分かりました。それでは、適切であるとしてよろしいでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.4 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.5 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.6 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.7 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○議題3 令和3年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（菅原）：【資料No.8 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。こちらは、現在、パブコメを実施している最中だということですね。

事務局（菅原）：はい。11月19日までとなっています。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.9 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

椎名委員：特にありません

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。以上で議題についてすべて審議は終了しました。答申文の表現等については、私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

各委員：よろしくお願いたします。

日野委員長：ありがとうございます。

4. その他

日野委員長：その他事務局から何かありますか。

事務局（菅原）：事務局から2点ございます。現委員の皆様の任期が11月24日までとなっておりますので、今回の委員会が今期としては最後の委員会となります。事務局を代表いたしまして、課長の大手から一言お礼を申し上げたいと思います。

事務局（大手課長）：委員の皆様におかれましては、当市の市民参加条例の適切な解釈や運用、そして評価などについて、ご助言やご意見をいただき厚く御礼を申し上げます。また次期においても、メンバーは変わることなく現委員の皆様には、引き続き、当委員会のためにお力添えをいただけるという事で、改めまして今後ともよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

事務局（菅原）：はい。2点目として、次回の委員会の開催予定ですが、2月下旬から3月中旬を予定しておりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。以上になります。

日野委員長：わかりました。その他いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは本日の議事については終了しましたので、事務局へお返しいたします。

## 5. 閉会

事務局（大手課長）：それでは令和3年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会を終了します。

>ありがとうございます。